

# 利益相反管理方針の概要

JP モルガン・チェース銀行東京支店

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロメリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中、JP モルガン・チェース銀行東京支店（以下、「当支店」といいます。）を含む J.P.モルガングループ（以下、「J.P.モルガン」といいます。）においても、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

J.P.モルガンは、日本において投資銀行業務、資金決済業務、資産運用業務、グローバル・カストディ業務の媒介などを展開しており、お客様からの多様なニーズに沿った、最適なサービスをご提供申し上げる為の体制を構築しています。当支店はお客様に対し、より一層のサービス向上に取り組むと同時に、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を策定し、J.P.モルガンとのお客様との間及び J.P.モルガンのお客様間に生じ得る利益相反のおそれのある取引に関して、法令等に基づき利益相反管理体制を整備しております。本方針の概要をここに公表いたします。

## 1. 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準の一助となるに過ぎません。したがって、これらの類型に該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではなく、これらの類型以外にも利益相反のおそれのある取引として管理する場合があります。また、取引の類型・判断基準は、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにもご留意下さい。

- Firm vs. Client : J.P.モルガンとお客様の利害が対立する可能性がある場合  
例えば、J.P.モルガンが有価証券にかかる潜在的な取引情報を知りながら当該有価証券について自己勘定取引を行う場合

- Employee vs. Client : J.P.モルガンの役職員とお客様の利害が対立する可能性がある場合  
例えば、J.P.モルガンの役職員が、お客様にかかる内部者情報を知りながら当該情報に関する有価証券の個人取引を行う場合
- Client vs. Client : お客様同士の利害が対立する可能性がある場合  
例えば、J.P.モルガンがお客様の事業売却にかかるアドバイザリー業務を行いながら、当該事業を買収するお客様に買収にかかる資金調達の助言を行う場合
- Employee vs. Firm : J.P.モルガンの役職員と J.P.モルガンの利害が対立する可能性がある場合  
例えば、J.P.モルガンの役職員が J.P.モルガンの同業他社の取締役になされる場合取引

## 2. 利益相反管理体制

J.P.モルガンでは、グローバルな観点から利益相反のおそれのある取引の管理はグローバル・コンフリクト・オフィスが行っています。本邦においては、適正な利益相反管理の遂行のため、本方針に基づき営業部門より独立した法務部及びコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、法務部の長を利益相反管理統括者に任命し、利益相反のおそれのある取引等の特定及び利益相反管理に関する体制を整備しております。

## 3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当支店は、利益相反管理に関して、法令及び各種社内規程を遵守すること並びに部署の分離・業務分掌等に基づいて、お客様の情報を適切に管理することにより、利益相反のおそれのある取引が発生することを未然に防止する体制を整備しております。例えば、当支店が、お客様に対して金融商品の販売について媒介等の業務を提供している場合には、かかるお客様の取引情報は、情報隔壁により原則として媒介等の業務に必要な範囲で共有され、当支店の自己投資部署に伝達されることはありません。またこのような制限を有効に機能させ、利益相反のおそれのある取引を未然に回避するために、遵守状況の監視をコンプライアンス部門等が行うこと等の措置を講じております。

また、当支店は利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることによりお客様の利益が不当に害されないよう管理します。

- 情報隔壁による部門間又は部門内の情報共有の制限を行う方法

- 利益相反のおそれのある取引及びお客様との取引の一方又は双方の取引の条件又は方法の変更を行う方法
- 利益相反のおそれのある取引又はお客様との取引の一方の中止を行う方法
- お客様への利益相反のおそれの開示又はお客様の同意の取得を行う方法
- 利益相反のおそれのある取引及び役職員の監視を行う方法
- 取引の事前承認を行う方法

## **4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲**

当支店は、金融商品取引法及び銀行法に基づき当支店に加え日本におけるグループ会社である JP モルガン証券株式会社、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社、および JP モルガン・マンサール投信株式会社等が関わる取引を利益相反管理の対象としております。なお、当支店と JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社又は、当支店と JP モルガン・マンサール投信株式会社との間では、非公開情報の授受を原則的には行わないため、情報隔壁による会社間の情報共有の制限を行う方法により利益相反を管理しております。また、J.P.モルガンの海外の関係会社(外国において金融商品取引業、銀行業に従事しない会社を除きます)が行う取引についてもグローバル・コンフリクト・オフィスが行なう管理を通じて利益相反管理の対象と致します。

以上につき、ご不明の点がございましたら、担当営業員までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

2022 年 4 月 1 日改定